

# 徳島県新型コロナ感染者立寄りラーメン店公表事件

弁護士 辰巳 裕 規殿

株式会社王王軒殿

上記事件について、ご依頼により、意見書を提出します。

令和5年8月28日

弁護士 神戸大学名誉教授

阿部 泰隆

阿部泰隆

4 記者会見で店舗名を公表しただけでは、同じ日時に濃厚接触した者には伝わらないから、新型コロナ感染防止の手段として不適切である。むしろ、県、町のホームページで店舗と感染者来訪の日時を特定して、そのとき食事された方へ感染の可能性がありますという注意書をすべきであった。また、顧客は土地柄地域の人が多いから、感染者来訪日時に同席した顧客は検査を受けるようにと店舗に掲示する方がよい。

5 知事は、店名の公表は、同意を得たからとしているが、実は同意がなく、判決は同意がなくても公表できると正当化した。しかし、知事は、同意がなければ店名の公表はしていなかったから、同意があると思ったのは重大な錯誤である。同意なしでも公表するには、必要性も公表の方法も十分なもので、公表による風評被害対策も必要であるが、簡単に公表したのは、同意があると誤解したからで、こうした錯誤による公表は違法である。

6 店舗内で感染したのではなく、たまたま感染者の来訪というだけであるから、店舗には全く帰責事由がないのに、公表されると、当該店舗が感染源であるかのような重大な風評被害が生ずる。これは受忍すべき範囲内ではない。顧客が多数いる店舗は多数あるのに、公表されたのは原告の店舗だけであるのも不公平である。そして、当該店舗は感染源ではないので、知事は、風評被害を避けるため、ご安心と強調する注意義務を負っているはずであるが、怠られた。

新型コロナというだけで、幽霊におびえる、完全に非科学的な行政運用と判決である。

7 したがって、感染症法5条の最小限の原則に照らして、両者を比較衡量するまでもなく、この公表は違法であり、かつ、県知事はこのような風評被害が生じないようにする注意義務に違反している。そこで、国家賠償法上の違法性ないし故意・過失、違法性が認められる。これは上告受理理由である重要な法解釈問題に当たる。徳島県は、風評被害による減収分を賠償する責任を負う。

# 本文

## 一 事案

本件は、徳島県知事が、新型コロナ感染者の立ち寄り（令和2年7月26日午後5時半から50分の20分間）先として、5日後の同7月31日の記者会見で、店舗の同意を得たとして、ラーメン店名を公表した（同7月31日）ことにより名誉、信用、営業の自由、財産権を侵害されたとする国家賠償訴訟で、公表の目的、必要性、公表の方法を検討し、違法ではないとされた事件である（高松高判令和5年7月13日、徳島地判令和5年1月25日）。

論点は、コロナ感染者が立ち寄ったので、同席した他の顧客にコロナを感染させる可能性があるとして、県知事が店名を公表したことは、適法かにある。

一般に公表については制裁的公表と情報提供公表に分けられる（阿部「税金の大口滞納者の名前は公表すべきだ」『行政法を学ぶI』（有斐閣、昭和53年）386頁、『行政法再入門上第2版』（信山社、2016年）386頁、『行政法解釈学I』（有斐閣、2009年）598頁）。学説上、前者については、厳しい規制を求める見解が多い（天本哲史『行政による制裁的公表の法理論』（日本評論社、2019年）参照）が、本件は後者である。そこでは、広く知らせるということを目的とし、制裁を目的としていないので、規制は甘くなる。しかし、それでも、公表によって不利益を受ける者がいる以上は、規制の必要性、規制の手段の相当性、公表によって生ずる不利益の最小化という視点を忘れてはならない。

## 二 根拠法規

公表の根拠とされた規定は「感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報・・・を積極的に公表しなければならない」とする感染症法16条1項、「感染者が他者に当該感染症を感染させ

る可能性がある時期に行動歴等の情報については、感染症のまん延防止のために必要な範囲で公表する必要がある」とする厚労省の事務連絡（令和2年2月27日）、「基本方針においては、感染者に接触した可能性のある者を把握できていない場合に、感染者と接触した可能性のある者を把握するため及び感染症を蔓延させないために適切な行動を個人が取れるようにするため、「不特定多数と接する場所の名称」、「他者に感染させうる行動・接触の有無」などを公表するについて関係者の同意は不要であるとする同事務連絡（令和2年7月28日）である。

### 三 知事の記者会見の貧弱な内容

本件は知事が記者会見で行った原告の店名公表の違法性を焦点とするものであるが、判決は、後から、被告側に都合のよい理解をしているので、まず、記者会見の内容（甲）を正確に把握しておく必要性がある。いかに杜撰で寂しい内容かがわかる。後にもう一度論ずるが、ここでも店名公表の根拠がないことをコメントしておく。

#### 1 記者会見本文の要点

新型コロナウイルス県内第20例目の感染者の濃厚接触者である同居の家族1名につき、7月30日感染者であることが確認された。それは20代の男性会社員である。そして、その症状、行動履歴が説明された。他の3人の同居家族は陰性である。また県内22例目の方の濃厚接触者である同居のご家族1名、県内23例目の濃厚接触者である同居のご家族3名についても、昨日30日7名とも「陰性」と結果が出た。

県民の皆様には、プライバシーの保護と、基本的な感染防止対策の徹底をお願いしたい。感染が多発している地域への移動や出張については、十分に感染症対策をとっていただくようによろしくお願い申し上げたい。

なお、この際、追加の情報提供をさせていただく。昨日30日に発表をさせていただきました県内20例目の方に関しまして、26日の日曜日、立ち寄られた藍

住町の飲食店、このお名前でありますか、同意をいただけました。「王王軒本店」であります。まず私の方からのご報告は以上となります。

## 2 質疑応答

その後の質疑応答で、知事は、つぎのように補足している。

それは 20 例目の方です。昨日、藍住町で、ということで、お店の同意が得られておりませんでしたので、「お店で」というだけだったのですが、同意が得られましたので、それが王王軒の本店。

(朝日新聞社) このお店に立ち寄られた時間は、26 日の夜でしたかね。

(知事) 夕方 5 時半から 5 時 50 分、20 分間ですね（9 頁）。

したがって、同意を得られなければ、店舗名は公表しないが、同意を得られたので公表したというのである。そして、公表する理由は何も述べられていないことを確認しておく必要がある。時間はわずか 20 分である。

次に、店の感染対策について質問、回答があり（15 頁以下）、原告はそういう対策をしていたかという質問に対して、（知事）は、「と考えております。我々としては」と答えた。

筆者は、それなら、公表する必要があるのか、疑問である。

さらに、「考えているというのは。消毒をされていた。けれどもいっぱいで、密の状態であったので、公表をしたということですか。」という質問に対して、（知事）は、「そういうことです。」と答えている。

(感染症・疾病対策室長) は、「マスクはやはり食事の時はマスクは外すので。」と補足したが、（知事）は、「一番はやっぱり、いっぱいだったということですね。」と答えた。

(徳島新聞社)

王王軒さんには、公表の同意を求めた理由はなにか。

(知事)

これはご本人からの話で、行かれたときにお店がいっぱいだった。つまり、感染する注意を、そのお客さん達には促す必要がある、こうした観点から、(公表を)求めたということです(15頁)。

これでは、質問に答えず、同意を求めた理由は書いていない。

お客さんたちに感染する注意を促す必要があるならば、その方法を講ずるべきであるが、単に店名を公表しただけで終わっているのは、公表方法に不備がある違法である。

また、公表の理由が、店がいっぱいだったというだけなら、公表すべき店は無限にあるが、原告の店だけが公表された理由は感染者が20分間来訪したという事実による。しかし、感染者の来訪というだけでは店が感染源になるわけではないので、顧客がいっぱいいる他の店は公表されず、原告の店だけを公表するのは平等原則に違反する。

### 3 記者会見の不備

それなら、店舗がいっぱいにならないように、人数制限をせよと、全ての店舗(飲食店に限らない)を指導すべきであって、たまたま感染者が20分立ち寄った店舗だけを、感染対策を行っており、感染源でもないのに、公表する理由はない。

また、この記者会見は長く、だらだらしているから、店舗公表の理由が何かは、聞く人にとって明らかではなく、県民、まして同席した者への呼びかけにはならない。方法として不適切である。

### 4 高裁判決への反論

高裁判決については後に述べるが、しかし、記者会見のあり方について一方的に、知事に都合よく判断しているところ(15頁イ)に反論する。

原告は、本件感染者の本件飲食店での滞在日時、滞在時間などの事実は、記者

からの質問がなければ公表されないものであったから、記者会見で公表されたのは本件感染者が立ち寄った店舗が本件飲食店であるという事実のみであり、この事実を公表しただけでは、新型コロナ感染症のまん延を防止することも、本件感染者と接触した可能性のある者を把握して、この者が適切な行動をとることはできないと主張する。至極当然の主張である。

しかし、高裁判決（16頁2段目）は、徳島県知事の記者会見は、概要を記載した資料を提供してそれに沿って説明し、そのうえで質疑応答の中で詳細を発表していく手法をとっている、そして、本件店名を公表した後、本件感染者が本件飲食店に立ち寄っていた日時、滞在時間、同行者に対するPCR検査の進捗状況について、本件飲食店に多数の客があり、これらの客らに感染に対する注意を促す必要があったというので、その手法が格別不合理とは言えないという。

しかし、この手法では、だらだらと質疑が交わされ、肝心のことは質問されず、まして、感染可能性のある者には伝わらないので、きわめて不合理である

最初から、概要の段階で、感染者が公表される店舗に滞在した日時と、その日にいた他の顧客に注意を促すこととその方法を記載しておくべきであった。

高裁判決（16頁下から6行目以下）は、本件感染者が立ち寄った店舗が本件飲食店であるという事実のみを公表しただけでは、新型コロナ感染症のまん延を防止することも、本件感染者と接触した可能性のある者を把握して、この者が適切な行動をとることはできないという原告の指摘する通りであると認める。

しかし、高裁判決は、本件記者会見においても、質疑応答の際に明らかにされた滞在日時、滞在時間などの事実も、いずれ公表予定のものとしてあらかじめ準備されていたとみるのが自然であると反論する。

しかし、いずれ公表予定というのでは、質問がなければ公表されないし、公表されても、濃厚接触者は発症してしまうから間に合わない。公表予定なら最初から公表しておくべきである。そして、感染防止のためならば、店舗名を公表するとき同時に滞在日時、滞在時間などの事実を公表するだけでは足りない。店舗の

公表だけでは、「感染者と接触した可能性のある者を把握して、この者が適切な行動をとることはできない」という原告の主張を認めるからには、そのための適切な方法を講じていないことは不適切になる。高裁判決は、原告の主張に答えていない違法がある。

#### 四 一審判決

一審判決は、当該患者がコロナの症状を発症したのは7月28日でその2日前の感染可能期間内に立ち寄ったこと、店では、ほぼ満席で、マスクをせずに会話をしていたこと、その感染者の同居家族も感染していたこと、一緒に店舗に入った友人8人のPCR検査は未了であったことからすれば、本件感染者から不特定多数の客への感染拡大の危険が疑われる状況であった。そうすると、本件感染者が飲食店に滞在した時に、同所に居合わせた不特定多数の客の注意を喚起するなどのため店舗名を公表する必要がある。

もっとも、公表の目的、必要性、公表の方法などの諸事情に照らし、その公表が社会通念上相当性を欠くと評価される場合には、国家賠償法上違法となることもあり得る。そして、目的は、他者への感染防止で、正当であり、そのためには可及的に速やかな公表が求められるから、同月31日時点における本件店舗公表の必要性・緊急性もあったという。

原告の主張に対しては、公表時、なお感染可能性がある者を適切に把握する必要があり、濃厚接触者がいたことから、追跡不可能な者に感染していた可能性を否定することができない。同席した顧客へ注意する必要があったとする。

しかし、それならば、そのことを明示して、同席者に注意を促すべきであるが、そうしていないし、原告の風評被害防止策も講じられていない。

#### 五 高裁判決

##### 1 はじめに

高裁では、上記の部分（一審の16頁13行目から21頁7行目）は全面的に書き改められている。そこで、一審判決についてはこれ以上言及せず、高裁判決を吟味する。ただし、高裁判決は一審判決とそう大きな違いはなく、以下で述べる高裁判決批判の多くは、一審判決にも妥当する。

## 2 同意ありと誤信した公表の瑕疵

知事は、店名の公表は、同意を得たからとしているが、実は同意がないと認定されている（一審判決15～16頁、高裁判決10頁）。しかし、高裁判決（11～12頁）は、令和2年7月28日付事務連絡は、「不特定多数と接する場所の名称」等を公表する必要があるときは、・・・当該場所の名称を公表する場合を含めて関係者の同意を必要としないことを改めて補足し、周知したものである」「したがって、知事は、特定の場所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合において、一定の範囲では、関係者の同意を得ることなく当該場所の名称を公表することができる」と判示した。

しかし、賛成できない。第一に、ここでは、法的には、同意を得なくても公表できるが、同意を得なければ公表しない方針でいて、同意を得たと誤信して公表した場合、問題は、この誤信と同意がないことは公表を違法ならしめる瑕疵かどうかにある。知事が簡単に公表したのは、記者会見の様子からわかるように、同意があると誤解したからで、同意なしでも公表するには、必要性も公表の方法も十分なもので、公表による風評被害対策も考慮したはずである。したがって同意の有無は重要な要素であるから、その点の錯誤は、公表を無効ならしめるものである。

原判決はここに重大な法解釈上の誤りを犯している。

第2に、本件店舗名を公表するためには「必要があるときは」という要件を満たさなければならないが、単に店舗名を公表しても、感染防止にはつながらないから、「必要性はない」ことは後述の通りである。

第3に、「一定の範囲では」という制限がついているが、本件が同意を得る必

要のない範囲内かどうかの説示がない。

そもそも、基本方針まして事務連絡は法規ではないので、それに従えば知事が免責されるわけではないし、裁判所の判断基準となるわけではない。

### 3 知事の発言の真意

高裁判決（11頁イ）は、知事が、令和2年7月30日における記者会見で、「ただ相手方がなかなか同意してくれない、という場合に公表できない」（乙7）と回答したことを認めつつ、これより先に、令和2年7月28日付事務連絡に関し、「国の指針によりまして、感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合に『感染拡大防止』の観点から店舗名を公表する扱いとなっていること、当該公表においては、関係者の同意が不要であること・・・」と述べていたことを理由に、「記者会見の内容の全体を見れば、公表の基準として、知事がいかなる場合にも当該店舗名等を公表できないことを述べたものとは認められない」と判示する。

しかし、知事は、私人の権利を侵害する行動をする権限を有する以上は、それが行き過ぎないように、きちんとしたルールを作るべきであり、また発言に間違いがあれば訂正すべきであって、前後矛盾するが、全体を見ればという曖昧な言い方で、矛盾を正当化すべきではない。

高裁判決（12頁）第一段落は、「ただ相手方がなかなか同意してくれない、という場合に公表できない」との発言部分をも、被告に有利になるように善解しているが、役所は責任をもって発言すべきで、あまりにも役所に甘い対応である。知事の発言は素直に相手方が同意しない場合には公表できないと理解すべきである。

### 4 公表目的の正当性

高裁判決（12頁イ）は、「本件店名公表は、本件感染者について、その属性、発症前の行動歴、症状の経過及び現在の症状、濃厚接触者の有無等についての情

報を公表するものの一貫としてなされたものであり、その公表の目的は、新型ウイルス感染症の県民への感染拡大を抑制すること・・・であり、…正当なものである」。

その通りであるが、目的が正当でも、実際の公表が必要であったか、その具体的な手法が相当なものであったかが、肝心である。

#### 5 公表の必要性の誤り：濃厚接触者に伝わる方法でないこと

高裁判決（13頁ウ）は、「本件店名公表がなされた当時は、肺炎の発生頻度が高いため重症化に至りやすい従来株が流行の主流であり、ワクチン接種も開始されておらず、徳島県民を含む国民の大半が新型コロナウイルスの抗体を保有していない状況であり、・・・しかも、感染の急拡大が懸念される状況であった。」

そして、県知事は、基本方針や事務連絡などを参考に、「本件感染者の属性、発症前の行動歴、症状の経過及び現在の症状などを調査・確認して総合的に検討した結果、本件感染者が一般客に飛沫感染させる可能性があったため、滞在日時、滞在時間を特定した上で本件店名公表を行う必要性は高いものと判断した」という。

高裁は、これは合理的であったと判断する。

しかし、問題は知事の記者会見での発言である。それは、前記の通り曖昧な質疑である。判決は、それを、本件感染者が一般客に飛沫感染をさせる可能性を根拠とすると善解しているが、仮にそうとしても、「本件感染者が一般客に感染させる可能性があった」という理由は説明されたことにならない。「本件感染者の属性、発症前の行動歴、症状の経過及び現在の症状など」は、記者会見冒頭でも説明されているが、それを調査・確認して総合的に検討した過程は不明である。

単に店舗名や感染者の滞在時間だけを公表するのでは、こうした可能性対策にはならない。7月26日夕方5時30分から50分の間当該店舗で飲食した者に感染者がいたので、同時間に飲食した者は検査を受けられたいと公表すべきである。

そして、このような長々した記者会見では県民にはこのことは伝わらないので、このことに絞って、県民に呼びかけるべきである。記者会見手法は不適切である。高裁は、このだらだらした記者会見でも、県民に伝わると思って判断しているのは不適切な理解である。

高裁判決（13頁最下段）は、店名の公表により店主が受ける不利益を合わせ考慮しても、店名公表の必要性は高かったと結論するが、ここでは、店主が受けた不利益について具体的な検討がなされていないし、まして、その比較衡量はなされていないので、この結論には根拠が欠けている。明白な違法である。

## 6 コロナ感染拡大の可能性は極度に低いこと

（1）高裁判決は（14頁）、知事は店舗名公表に際し、本件感染者の店舗での滞在日時、時間、同行していた友人8名のPCR検査は調整中と説明したので、同じ時間で本件飲食店を利用した者が本件感染者と居合せた可能性があるかどうかを確認しうるという。

しかし、これだけでは、同じ時間に店舗を利用した者が、この知事の記者会見に気が付いて、検査を受ける可能性は極めて低い。知事の会見を丁寧に聞いていいる者は稀だろうからである。

しかも、仮に同じ時間にこの店舗を利用した者が記者会見に気が付いて丁寧に見ていたとしても（それは稀であろうが）、本件感染者と居合せたかどうかは確認できない。店舗のはずれ同士でも居合せたこととされているのか、近くだったのか。この文章では後者の意味であろうが、それならば、店舗の中の位置関係を明らかにしなければならない。単にすれ違ったというだけでは、新型コロナには感染しない。

（2）次に知事は記者の質問に、「本件飲食店は感染対策をしていたものの、店内に多数の客がいたことが公表に至った一番の理由であった」と答えた。高裁判決（14頁）は、したがって、公表の必要性は高く、その方法は相当性を有するという。

しかし、そもそも、グローバルダイニング東京地判令和4年5月16日（判時2530号5頁、判タ1502号135頁）は、新型コロナは、主に飛沫感染や接触感染により感染し、3密の環境で感染リスクが高まるなどの特徴があるとしているし、国内では分科会において、「飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、大人数やマスクなしでの会話等の場面でクラスターの発生が多いなどの問題意識が示され」た、世界保健機関は混雑した換気の悪い環境下における、空気中を漂う微粒子であるエアロゾルを介した感染である旨を認めたことを判示している。

したがって、飲食店でも換気を十分にして距離を置けば、店内に多数の客がいても、ごった返しているわけではなく、せいぜいは満席という程度であろうから、感染リスクを心配するほどではないというべきである。その上、ラーメン店は、他の飲食店とは異なり、特別に換気がよいので、感染リスクは低い。そして、コロナはテーブルなどでは、長時間残っていない。

判決ではこのラーメン店の換気については何ら言及されていない。しかも、この店が感染対策をしていたことは前記知事の会見でも確認されているし、高裁判決（14頁）も認めている。

したがって、「店内に多数の客がいたこと」を公表の必要性が高く、その方法は相当性を有するとする高裁判断は一面的な視点に立つ誤りである。先にも述べたが、感染対策をしているが、店内に多数の客がいたというだけで公表されるなら、原告以外にも多数店名公表候補店舗が存在するはずである。原告だけ、原告の店には責任がなく、たまたま感染者が来訪したからと言って、公表され、風評被害にさらされるのは不公平すぎ、平等原則違反である。

また、同一日時に当該店舗にいた者は濃厚接触者に当たるとされているが、濃厚接触者とは、同じテーブルで長時間一緒に飲食し、さらには行き来も一緒の者に限るべきではないか。

（3）高裁判決（17頁）は、本件感染者が相席していた一般客に感染させな

い形で友人らと会話していたから感染拡大の可能性が極めて低かったとみるべき根拠はないという。しかし、20分相席していたくらいでは、カラオケや宴会ではないので、感染拡大の可能性は極めて低かったというべきである。

しかし、可能性と言えば、隕石が落ちる可能性はともかくとして、歩道を歩いていたら、暴走車に突っ込まれて大惨事というリスクはみんな承知しているが、それでも歩道をびくびく車が暴走してこないかと注意して歩いている人はいない。それどころか、横断歩道でもないので、車の直前横断は頻繁にある。今回規制緩和された電動キックボードも、交通事故を多発させ、車の運転を困難にする大きなリスクがある。

このように、人々の行動原理は、リスクゼロではないのである。高裁判決は、新型コロナというだけで、過剰に心配する、完全に非科学的な判決である。

(4) 高裁判決（18頁）は、本件感染者の近くにマスクをしていない客がいたことに加えて、本件感染者が他者に飛沫感染させ得るものであることがその同居家族への感染確認により判明したというが、わずか20分の相席と同居家族との日常的接触では、接触の度合いが全く違い、同視するのは明らかに間違いである。

(5) したがって、本件では、公表の必要性ないし相当性は非常に低いのである。店内の換気の状況について、何らの判断もないのは、重要な事実の調査がなったことを意味し、根拠のない公表をしたことになる。

## 7 店名公表は感染防止に効果なし：手段の誤り

(1) 高裁判決（15頁2段目）は、公表が感染から5日後でも、潜伏期間や無症状感染であった可能性を考慮すると、「本件公表時において、本件感染者から感染可能性がある濃厚接触者を適切に把握し、もって県民の感染拡大可能性がある濃厚接触者を適切に把握し、もって県民への感染拡大を抑制する目的及び必要性は認められる」と述べる。

しかし、それなら、店舗名の公表だけでは足りず、原告も主張するように（高

裁判決15頁1段目)、濃厚接触者を探索して、検査を受けるように告知することが必要である。

これに対し、高裁判決(15頁)2段目は、「最近感染が確認された施設などを利用された方で、健康面にご不安をお持ちの皆さん方には・・・ご相談を頂くように」という知事の記者会見を理由に、「客に対する検査の必要性の告知として不十分であったとは言えない」と判断する

しかし、長々だらだらした記者会見の中のこの程度の発言で、濃厚接触者に伝わるわけがないので、高裁判決は、経験則違反である。また、濃厚接触者、無症状感染者は、健康面に不安を持っているわけではないので、知事の発言対象ではないから、その者に知事の発言が伝わるわけがない。

(2) そもそも、緊急事態宣言下であるとはいえ、コロナ患者が立ち寄った店の名称を5日後に公表しても、感染者から感染した者は、すでに発症しているかまもなく発症するであろうから、今更手遅れで、コロナの伝播防止の効果はあるわけがない。手段の相当性がないのである。

## 8 本件飲食店から感染者が発生したものではないこと

高裁判決(17頁)は、感染者が本件店舗から発生したものでなくとも、それは、基本方針の定める感染症の発生状況に関する情報、行動歴に当たるという。

しかし、基本方針は、法令でもなく、地方公共団体はこれに盲従すべきものではないから、感染症の発生状況に関する情報、行動歴に当たれば、なんでも公表することが許されるわけではない。本件では、飲食店が感染源になったわけではなく感染者がたまたま立ち寄っただけであって、飲食店の方には何らの帰責事由はないので、公表の必要性がないのである。

## 9 感染者と同席した顧客へのるべき注意喚起の方法

(1) 知事の記者会見くらいでは、顧客への注意喚起は十分にはできないことは前述した。濃厚接触者に対する告知としてはおよそ十分ではなく、むしろ、原告の店舗への風評被害を発生させるだけである。

同席した顧客への注意喚起ならば、7月26日午後5時半から50分に間に原告の店に来た方を探しています。その方は濃厚接触者になりますので、・・・へご相談くださいと、正面から明示して、知事の会見だけではなく、県のホーム頁、地元の町のホーム頁に掲載する方が効果的である。そして、PCR検査を受けるように教示すべきであるが、その際に、原告の店で今感染する可能性があるという意味ではありませんときちんと、風評被害防止の注意書きをすべきである。

そして、本件は地域のラーメン店であるから、都会の一般の店と異なり、同じ顧客がこの店舗を訪ねる可能性は高い。したがって、店の入口に、7月26日午後5時30分から50分の間に飲食した方は、当局から、コロナに感染している可能性があるとされたので、お知らせくださいとともに、PCR検査を受けて、くださいという掲示をするように教示すれば済む。店もそれに応じて、今は感染の恐れはないので、ご安心くださいと掲示すればよい。

本件の公表の方法は、濃厚接触者に伝達しようとの姿勢が足りず、かつ、風評被害の防止の配慮に欠けるもので、およそ相当とは言えない。

(2) なお、原告は、本件公表事実のうち感染者の本件飲食店での滞在日時、滞在時間などの事実は、記者からの質問がなければ公表されないものであり、公表事実は、この客が本件飲食店に立ち寄ったという事実のみであり、これだけでは、感染症のまん延防止、感染者との接触の可能性を把握して、この者が適切な行動をとることもできない、と主張したが、知事は、まずは資料に沿って発表し、質問に応ずる形で詳細を発表していく手法をとっている。そして、滞在日時、滞在時間等の事実はあらかじめ公表予定として準備されていたとみるのが自然である（17頁）という。

しかし、これでは質問されなければ公表されなかつたであろうから、公表の方法として適切ではない。

## 10 新聞報道と知事の責任

(1) 高裁（19頁）は、徳島新聞は、本件感染者が食事した飲食店が、本件

飲食店であることを知事が明らかにした旨報道したが、これを閲読した者が、本件会見自体から得た印象とは異なる印象を得た可能性は否定できないが、そのような結果は知事の意図したものではなく、という。

しかし、これは不正確である。「閲読した者が、本件会見自体から得た印象とは異なる印象を得た可能性は否定できない」という曖昧なものではなく、単に、飲食店名を公表すれば、当該店舗が感染源であるとの誤解を招き、風評被害のために顧客減少という重大な損害を発生させるのである。そして、「そのような結果は知事の意図したものではなく」というが、知事が意図したかどうかが、損害賠償請求の要件となるものではない。むしろ、知事は、感染に原因のない店舗の名称を公表することにより風評被害が発生することは認識できるのであるから、風評被害のないような報道方法をすべき注意義務を負うのである。

具体的には、感染者の立ち寄った店舗というだけの公表ではなく、前記のように、感染者が当該店舗に立ち寄った7月26日5時半から5時50分の間に飲食した者は濃厚接触者として感染の可能性があるので、検査されたいと、積極的に呼びかけるとともに、当該店舗からは感染の可能性はありませんと注釈する義務を負っていたのである。知事会見ではこれを正面から打ち出すべき義務を負っている。

(2) 徳島新聞の記事(甲6)も、単に、感染者が飲食した店は、原告としか記載しておらず、何のためにそのことを公表するかの理由なり県民への呼びかけを記載していないので、興味本位の記事になっているが、その原因は知事の説明が不備なためである。知事が上記のような呼びかけを行い、新聞社に書いてほしいとお願いすれば、新聞でも、同じ呼びかけをする可能性が高いのである。

## 11 あるべき比較考量

(1) 本件は、新型コロナ感染拡大防止を目的とする公表であるが、それによって公表の対象である店舗には風評被害が生ずる。

そこで、本件県知事の記者会見という手法が感染拡大を防止する適切な手法で

あるのか、公表される店舗の方の不利益は受忍すべき範囲内なのか、という両方の比較検討が必要であり、さらには、その際に、特措法5条の定める「必要最小限の原則」の観点から過剰な公表は違法となる。

すでに、何度も述べているように、本件店舗は新型コロナ感染拡大の可能性の低いのである（前記6）。そして、本件公表では、同時に相席した見知らぬ人に、感染者と同席した事実を知らせて、感染前に早期に検査を受け、また治療を受けるように、告知する効果はほとんどない。実際、ほとんど無意味なものである（前記7）。

本当に感染のリスクのある者に告知する気があるのならば、7月26日5時30分から50分に原告王王軒で食事をした方へ、という明確な尋ね方で、記者会見、ホーム頁への掲載とともに、王王軒の店舗の入り口に掲示すべきである（前記9）。

（2）他方、店舗名の公表によって被る被害：顧客減少は甚大である。単に過去に感染者が立ち寄ったというだけなら、その店舗が今危険だというわけではないが、情報は正確には伝わらないものであるから、風評被害が生ずる。現に新聞報道は原告の店に感染者がいたというだけであるので、感染源であるという誤解が生ずる。

本件は感染者が立ち寄ったというだけで、原告に感染原因があるわけではないから、このことによる不利益を受忍すべき範囲内とは言えない。

（3）そこで、公表に際しては、原告の同意をとるという方法ではなく、原告に生ずる不利益を解消する工夫をすべきである。本来は、上記のような告知をすべきであるが、その際に、原告の店が感染源ではありませんので、ご利用の際にご心配は無用ですという文言を入れるべきである。

本件では、このように公表の必要性も微弱であり、公表の方法も相当ではなく、効果がなく、何の責任もない（とばっかりを受けただけの）原告への不利益だけが生ずるものである。したがって、特措法5条の「必要最小限の原則」を適用し、

利益の比較考量をするまでもなく、違法である。

そして、県知事は公表によって生ずる不利益を可及的に減少させる注意義務を負うところ、それが果たされていないので、国家賠償法上の違法性ないし、違法・過失がある。

これは重要な法解釈問題である。以上

阿部泰隆 自己紹介



1942=昭和17年3月30日 福島市生まれ

・学歴

1960年3月 福島県立福島高校卒業

1964年3月 東京大学法学部卒業

・職歴

1964年4月 東京大学法学部助手

1967年8月 神戸大学法学部助教授

1977年4月 神戸大学法学部教授

2000年4月 神戸大学大学院法学研究科教授

2005年3月 同上定年退職、神戸大学名誉教授

弁護士登録：東京弁護士会

2005年4月 中央大学総合政策学部教授

(2012年3月、定年退職)

2012年9月 兵庫県弁護士会へ登録替え

・学位

東京大学法学博士（1972年6月、論文博士）

・留学

1972年7月～75年2月 西ドイツ

1979年3月～80年3月 西ドイツ、仏、米。

1993年9月～12月 ドイツ・トリア大学客員教授

(環境法)

・研究分野

行政法総論（行政行為論、行政手続法、情報公開法を含めて）  
憲法と行政法との接点、行政争訟法、国家補償法、環境法、  
廃棄物法、都市計画法、土地法、水法、租税法、消費者法、  
警察法、社会保障法、地方自治法、政策法学（立法政策学、  
民事法を含む）訴訟戦略（民事訴訟を含む）等

・学会

1981年：土地法学会理事（平成1991年10月まで）  
1983年：財政法学会理事（2001年7月まで）  
1983年10月：日本公法学会理事（2006年10月まで）  
1986年10月：租税法学会理事（2017年9月まで）  
1991年10月：日本環境会議理事（2009年11月まで）  
1992年10月：（社）都市住宅学会（2002年5月まで理事、  
2014年12月退会）  
1994年：学術会議公法学連絡委員（1999年まで6年間）  
1994年6月：廃棄物学会評議員（1996年5月まで）、  
1996年6月：日本公共政策学会理事（2002年6月まで）  
1997年6月：環境法政策学会理事（2017年9月まで）  
1997年11月：資産政策評価学会理事（2002年6月まで）  
1999年：NPO21世紀政策構想フォーラム副代表理事（2001年まで）  
1999年：神戸環境フォーラム理事（2001年まで）  
2000年11月：自治学会理事（2011年まで）  
2003年2月：法と経済学会理事（2017年9月まで）

・学会賞

日本不動産学会学会賞著作賞（1997年度）

『大震災の法と政策』（日本評論社、1995年）による。

都市住宅学会賞（1999年年度）

「まちづくり、集合住宅づくりは誰が決めるべきか」

都市住宅学22号（平成10年夏号）80－90頁による。

地域政策学会賞（2002年）

『競売の法と経済学』（信山社、2001年）による。

都市住宅学会・著作賞（2003年）

『競売の法と経済学』（信山社、2001年）による。

都市住宅学会・著作賞（2003年）

『実務注釈定期借家法』（信山社、2000年）による。

都市住宅学会賞・著作賞（2004年）

「民法と行政法における違法性と救済手段の違いと統一の

必要性—建築紛争を中心として—」都市住宅学38号

（2002年夏号）41－47頁による。

公共政策学会賞作品賞（2004年）

『政策法学講座』（第一法規、2003年）

滝井繁男行政争訟奨励賞（2019年12月6日）

著書

- 1 『フランス行政訴訟論』（有斐閣、1971年）
- 2 『行政救済の実効性』（弘文堂、1985年）
- 3 『事例解説行政法』（日本評論社、1987年）
- 4 『行政裁量と行政救済』（三省堂、1987年）
- 5 『国家補償法』（有斐閣、1988年）
- 6 『国土開発と環境保全』（日本評論社、1989年）

- 7 『行政法の解釈』(信山社、1990年)
- 8 『行政訴訟改革論』(有斐閣、1993年)
- 9 『政策法務からの提言』(日本評論社、1993年)
- 10 『大震災の法と政策』(日本評論社、1995年)
- 11 『政策法学の基本指針』(弘文堂、1996年)
- 12 『行政の法システム上 [新版]』(有斐閣、1997年)  
(初版、1992年、補遺1998年)
- 13 『行政の法システム下 [新版]』(有斐閣、1997年)  
(初版、1992年、補遺1998年)
- 14 『〈論争・提案〉情報公開』(日本評論社、1997年)
- 15 『行政の法システム入門』(放送大学教育振興会、1998年)
- 16 『政策法学と自治条例』(信山社、1999年)
- 17 『定期借家のかしこい貸し方・借り方』(信山社、2000年)
- 18 『こんな法律はいらない』(東洋経済新報社、2000年)
- 19 『やわらか頭の法政策』(信山社、2001年)
- 20 『内部告発(ホイッスルブロウワー)の法的設計』  
(信山社、2003年)
- 21 『政策法学講座』(第一法規、2003年)
- 22 『行政訴訟要件論』(弘文堂、2003年)
- 23 『行政書士の未来像』(信山社、2004年)
- 24 『行政法の解釈(2)』(信山社、2005年)
- 25 『やわらか頭の法戦略』(第一法規、2006年)
- 26 『対行政の企業法務戦略』(中央経済社、2007年)
- 27 『行政法解釈学I』(有斐閣、2008年)
- 28 『行政法解釈学II』(有斐閣、2009年)
- 29 『行政法の進路』(中大出版部、2010年)
- 30 『最高裁不受理事件の諸相II』(信山社、2011年)

- 3 1 『行政書士の業務 その拡大と限界』(信山社、2012年) (23の改訂版)
- 3 2 『市長破産』(信山社、2013年) (小説家吾妻大龍著として出している。処女作)
- 3 3 行政法再入門上 (信山社、2015年)
- 3 4 行政法再入門下 (信山社、2015年)
- 3 5 『住民訴訟の理論と実務、改革の提案』(信山社、2015年12月)
- 3 6 『ひと味違う法学入門』(信山社、2016年3月)  
◇ 法律学イロハカルタ付き◇
- 3 7 『行政の組織的腐敗と行政訴訟最貧国：放置国家を克服する司法改革を』  
(現代人文社、2016年6月)
- 3 8 『行政法の解釈（3）』(信山社、2016年7月)
- 3 9 『行政法再入門上』(第2版) (信山社、2016年) (33の改訂版)
- 4 0 『行政法再入門下』(第2版) (信山社、2016年) (34の改訂版)
- 4 1 『廃棄物法制の研究』(信山社、2017年)
- 4 2 『環境法総論と自然・海浜環境』(信山社、2017年)
- 4 3 『まちづくりと法、都市計画、自動車、自転車、土地、地下水、住宅、借地借家』(信山社、2017年)
- 4 4 『地方自治法制の工夫』(信山社、2018年)
- 4 5 『日本列島「法」改造論：政策法学講座 続々』(第一法規、2018年)
- 4 6 『国家補償法1、その実践的理論』(信山社、2019年)
- 4 7 『国家補償法の研究2 行政の危険防止責任』(信山社、2019年)
- 4 8 『行政法の解釈（4）』(信山社、2019年)
- 4 9 『未完の行政訴訟改革』(信山社、2020年)
- 5 0 『处分性・原告適格・訴えの利益の消滅』(信山社、2021年)
- 5 1 『大災害対策法制の発想の転換』(信山社、2021年)
- 5 2 『司法改革の挫折』(信山社、2021年6月)

- 5 3 『新型コロナ対策の法的処方せん第2版』(amazon キンドル、電子出版、2021年10月)
- 5 4 『行政訴訟の理論的・実務的課題—行政訴訟の最前線』(信山社、2021年)
- 5 5 『新型コロナ対策の法政策的処方せん』(信山社、2022年)
- 5 6 『ひと味違う法学入門改訂版』(信山社、2022年)  
◇ 法律学イロハカルタ付き◇ (36の改訂版)
- 5 7 『政策法学の理論と実践』(信山社、2022年)
- 5 8 『租税法への提言・挑戦』(信山社、2023年)
- 5 9 『行政法学の変革と希望 阿部隼寿』(信山社、2023年)

編著・共著・論文などは

<http://www.eonet.ne.jp/~greatdragon/books.html>に掲載している。